

仙台市データ連携基盤活用モデル事例創出事業

質問及び回答

No	区分	質問内容	回答
1	募集要項5.プロジェクト支援費	プロジェクト支援費に関する質問です。 採択を受け、事業を実施した際に、プロジェクト支援費にプロジェクトに要する経費を請求しない(もしくは0円で請求する)ことは可能でしょうか。	実施要綱第6条において本市が負担する費用の限度額を規定していることから、プロジェクトに要する経費を請求しないことは可能です。提案の際に、経費算出表(第3号様式)において、仙台市負担額をお示しください。なお、選定プロジェクト数について、本市の予算の範囲内で、2プロジェクト以上を選定することがあり得ます。
2	募集要項2(3)提案・実施にあたっての要件	提案・実施にあたっての要件に「データ連携基盤には個人情報を伴うパーソナルデータは流通させないこと」と記載がありますが、別な個人情報を扱うシステムとの組み合わせ利用はOKか。	データ連携基盤には、個人情報を伴うパーソナルデータは登録することはできません。個人情報を扱う別なシステムとサービスを連携させたい場合は、データ連携基盤を介さない方法で連携させてください。
3	募集要項4(1)プロジェクト実施者の役割	プロジェクト実施者の役割に記載の「事業内容を企画・提案し～・・・(データ連携基盤へのデータの登録・更新のためのAPI連携の準備や必要なデータ加工等は、プロジェクト実施者が行う)」とあるが、データ連携基盤と連携したと仮定して事業を進めるのは認められるか。	本事業では、実際に本市のデータ連携基盤と接続していただくことが必須の要件となります。
4	実施要綱	実施要綱第6条ただし書について、「市長が必要と認める場合は」とあるが、どのような場合が例外事例となるのかをご教示いただきたい。	ただし書につきましては、市長が必要と認める場合に、本市が限度額を超えて支出できることを定めたものであり、具体的に事例を提示することはできません。提案の際には、「本市が負担する費用は、予算の範囲内において、全体事業費の10分の9以内とし、1事業あたり300万円を限度とする」ことを前提に提案してください。
5	募集要項2(3)提案・実施にあたっての要件	仙台市データ連携基盤(FIWARE)にあるデータ項目をご教示いただきたい	本市のデータ連携基盤に登録してあるデータはございません。データの登録作業から実施していただくこととなります。利用するデータは、募集要項2(3)に記載のとおり、オープンデータとします。